

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の資料について

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）については、同封した2枚綴りのリーフレットその他、労働条件通知書の記載例、就業規則の規定例及びキャリアアップ計画書の記載例などを含む詳細な資料も御用意させていただきましたので、必要に応じてご活用いただければ幸いです。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）について

概要

すべて又は雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等を対象に、基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

2%以上増額改定のイメージ

【増額改定前】

区分	時給
1	940円
2	950円
3	970円
...	...
10	1,500円



【増額改定後】

区分	時給
1	960円
2	970円
3	1,000円
...	...
10	1,550円

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）の助成額について

- 増額改定の対象となる有期契約労働者数等の人数に応じ、以下の表の助成額となります。
- その他、

・中小企業において「3%以上」の増額改定を行った場合は、以下の金額を加算

すべての有期契約労働者等を対象とした増額改定： 1人あたり14,250円＜18,000円＞

一部の有期契約労働者等を対象とした増額改定： 1人あたり 7,600円＜9,600円＞

・職務評価を実施し、賃金規定等を増額改定した場合は、以下の金額を加算

1事業所当たり190,000円＜240,000円＞（142,500円＜180,000円＞）

※（ ）内の数字は大企業の場合

対象労働者数	すべての有期契約労働者等を対象とした 賃金規定等改定		雇用形態・職種別など一部の有期契約労働者 等を対象とした 賃金規定等改定	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1人～3人	95,000円＜120,000円＞	71,250円＜90,000円＞	47,500円＜60,000円＞	33,250円＜42,000円＞
4人～6人	190,000円＜240,000円＞	142,500円＜180,000円＞	95,000円＜120,000円＞	71,250円＜90,000円＞
7人～10人	285,000円＜360,000円＞	190,000円＜240,000円＞	142,500円＜180,000円＞	95,000円＜120,000円＞
11人～100人	313,500円～2,850,000円 (28,500円×人数) ＜396,000円～3,600,000円＞ (36,000円×人数)	209,000円～1,900,000円 (19,000円×人数) ＜264,000円～2,400,000円＞ (24,000円×人数)	156,750円～1,425,000円 (14,250円×人数) ＜198,000円～1,800,000円＞ (18,000円×人数)	104,500円～950,000円 (9,500円×人数) ＜132,000円～1,200,000円＞ (12,000円×人数)

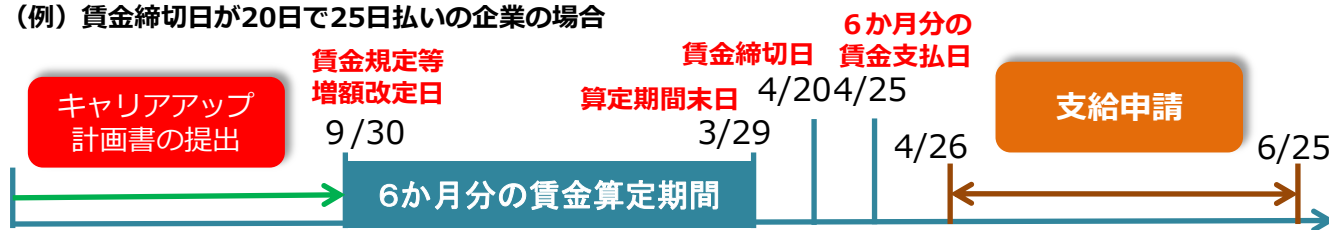
※ ＜ ＞内の数字は生産性要件を満たした場合

① 申請までの流れと準備していただく書類 賃金規定等改定コース

1. 申請までの流れ

- まず、最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定（作成）・2%以上増額を行っていただくことが必要です。
- その上で対象労働者の賃金規定等を改定した後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

（例）賃金締切日が20日で25日払いの企業の場合



2. 準備していただく書類

① キャリアアップ計画書

※ 計画書は、賃金規定等を改定する日までに労働局に提出する必要があります。

賃金規定等の改定日
までに労働局へ提出

② 労働協約又は就業規則（賃金規定等に関する事項が規定されているもの）

③ 賃金規定等（増額改定前及び改定後のもの）

※ 新たに賃金規定等を作成する場合は、作成した賃金規定等

賃金規定等の改定日
までに整えるもの
（申請日に提出）

④ 対象労働者の賃金台帳（増額改定前の3か月分及び改定後6か月分）

⑤ 対象労働者の出勤簿又はタイムカード

（増額改定前の3か月分及び改定後6か月分）

⑥ 対象労働者の雇用契約書又は労働条件通知書等（改定前及び改定後）

⑦ 中小企業事業主であることを確認できる書類（中小企業事業主の場合）

a 企業の資本の額又は出資の総額により中小企業に該当する場合

→ 登記事項証明書等

b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合

→ 事業所確認票（申請書様式第8号）

支給申請までに
準備・提出

※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。

※ **その他の支給要件等もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください**（支給要件を満たさない場合は助成金を受給することができません）。

② 賃金規定等の規定例（キャリアアップ助成金） 賃金規定等改定コース

「賃金規定等」とは

賃金規定や**賃金一覧表**など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

賃金一覧表の例①

区 分	時 給
1 級	1,200円
2 級	1,150円
3 級	1,100円
4 級	1,050円
5 級	1,000円
6 級	950円

賃金一覧表の例②

対 象 者	時 給
A さ ん	1,100円
B さ ん	1,100円
C さ ん	1,050円
D さ ん	1,000円
E さ ん	1,000円
F さ ん	950円

※ 対象者は匿名でも可

③ 労働条件通知書の記載例

賃金規定等改定コース

項 目	内 容
氏 名	〇 〇 〇 〇
契約期間	期間の定めあり(〇年4月1日～〇年3月31日) 1 契約更新の有無〔有〕 2 契約の更新は次により判断する〔勤務成績・態度〕
就業場所	〇 〇 工 場
従事すべき業務内容	〇 〇 業 務
始業、時間の時刻、 休憩時間	1 始業・終業の時刻〔始業〕10時00分〔終業〕17時00分 2 休憩時間〔 60分 〕 3 所定外労働時間の有無〔有〕 4 休日労働の有無〔無〕
休 日	毎週土曜、日曜・国民の祝日、その他会社が指定した日
休 暇	年次有給休暇 6か月継続勤務した場合〔10日〕 継続勤務6か月以内の年次有給休暇の有無〔有〕 → 3か月経過で5日
賃 金	1 基本給:時間給〔 950円 〕 2 諸手当の額又は計算方法 通勤手当〔 4000円 〕〔距離に応じて支給〕 3 所定時間外に対して支払われる割増賃金率 法定超 月60時間以内〔 125% 〕 月60時間以上〔 150% 〕 4 賃金締切日〔 毎月末日 〕 5 賃金支払日〔 毎月10日 〕 6 賃金の支払方法〔本人の指定する口座に振り込む〕 7 昇給〔有、勤務成績等を勘案し年1回(4月)〕 8 賞与〔有、業績等を勘案し、年2回(7月、12月)〕 9 退職金〔無〕
退職に関する事項	1 定年制〔 有 (65歳) 〕 2 自己都合退職の手続〔退職する14日以上前に届け出ること〕 3 解雇の事由及び手続 1.天災その他やむを得ない場合、2.事業縮小等当社都合、3.職務命令 に対する重大な違反行為、4.業務上の不正行為、その他就業規則に 該当する事由があった場合は30日前に予告するか予告手当を支払っ て解雇する。
そ の 他	1 社会保険の加入状況 厚生年金保険〔有〕 健康保険〔有〕 2 雇用保険の適用〔有〕 3 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口 部署名〇〇〇、担当者氏名〇〇〇〇、連絡先〇〇〇〇 4 具体的に適用される就業規則名〔パートタイム労働者就業規則〕

第○章 賃金

（賃金）

第○条 賃金は、次のとおりとする。

① 基本給 時間給とし、職務内容、成果、能力、経験等を考慮し別表「賃金一覧表」のとおりとする。

② 諸手当

通勤手当 通勤に要する実費を支給する。ただし、自転車や自動車などの交通用具を使用している労働者については、別に定めるところによる。

所定時間外労働手当 第○条第○項の所定労働時間を超えて労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

（1）1か月60時間以下の時間外労働について

基本給 $\times$ 1.25 $\times$ 時間外労働時間数

（2）1か月60時間を超える時間外労働について

基本給 $\times$ 1.50 $\times$ 時間外労働時間数

休日労働手当 第○条の所定休日に労働させたときは、次の算式により計算して支給する。

基本給 $\times$ 1.35 $\times$ 休日労働時間数

深夜労働手当 午後10時から午前5時までの間に労働させたときは、次の計算により計算して支給する。

基本給 $\times$ 0.25 $\times$ 深夜労働時間数

（休暇等の賃金）

第○条 第○条第○項で定める年次有給休暇については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

※ その他、育児・介護休業、休憩時間等について規定してください。

（欠勤等の扱い）

第○条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出の時間数に対する賃金は支払わないものとする。この場合の時間数の計算は、分単位とする。

（賃金の支払い）

第○条 賃金は、前月○○日から当月○○日までの分について、当月○○日（支払日が休日に当たる場合はその前日）に通貨で直接その金額を本人に支払う。

2 次に掲げるものは賃金から控除するものとする。

① 源泉所得税

② 住民税

③ 雇用保険及び社会保険の被保険者については、その保険料の被保険者の負担分

④ その他、従業員の過半数を代表する者との書面による協定により控除することとしたもの

（昇給）

第○条 1年以上勤続し、成績の優秀な労働者については、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行う。

2 昇給は、原則として年1回とし、○月に実施する。

※ その他、賞与、退職金制度等があれば、別途規定してください。

キャリアアップ計画書 記載例

(様式第1号(表紙))(H29.4)

提出日：平成 29年 8月 31日

労働局長 殿

都道府県名を記入

キャリアアップ助成金 《キャリアアップ計画書》

事業所名：株式会社 職業安定局

使用者側代表者名：代表取締役社長 日本 太郎 (印)

労働組合等の労働者代表者名：厚労 花子 (印)

計画内容について、意見を聴取した労働組合名称及び代表者（組合印）、又は事業所の労働者代表（認印）が記名押印してください。

※管轄労働局確認欄

受付日：平成 年 月 日 確認日：平成 年 月 日

受付番号：

確認印：



(様式第1号 (共通))

【 共 通 事 業 所 】

事業所において有期契約労働者等のキャリアアップの取組みを管理する者（総務課長、店長、マネージャーなど）。

①キャリアアップ管理者 情報	(氏 名) : 職安 太郎	役職	人事部長
	(配置日) : 平成29 年 8 月 1 日		
②キャリアアップ管理者 の業務内容	・キャリアアップ計画の策定および推進 ・対象者への周知および意見聴取 ・キャリアアップに向けた管理体制の整備		

配置日は、キャリアアップ管理者を決めた日であり、計画書の提出日以前である必要があります。

(事業所情報欄)

③事業主名	代表取締役社長 職安 太郎 (印)													
④事業所住所	(〒 100 - 8916)													
	東京都千代田区霞が関1-2-2													
⑤電話番号	(03) 5253 - 1111						⑥事業所の 担当者	厚労 太郎						
⑦企業全体で常時雇用する労働 者の数				20人				⑧資本金の額 もしくは 出資の総額	1000万円					
⑨企業規模 (該当番号を○で囲む)	① 中小企業			⑩主たる事業 飲食料品小売業										
	2 大企業													
⑪雇用保険適用 事業所番号	1	3	0	1	-	0	0	0	0	0	0	-	0	
⑫労働保険番号	都道府県	所管	所管(1)	基幹番号							枝番号			
	1	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	-	0	0

※参照

(代理人・社会保険労務士による提出代行者または事務代理者欄)

⑬代理・代行	1 代理人	社会保険労務士	
		2 提出代行者	3 事務代理者
⑭代理人等氏名	(印)		
⑮住所	(〒 -)		

※「常時雇用する労働者」とは、2ヵ月を超えて使用される者であり、かつ週当たりの所定労働時間が正社員と概ね同等である者。

(様式第 1 号 (計画))

【キャリアアップ計画】

①キャリアアップ計画 期間	平成 29 年 9 月 1 日	～	平成 34 年 8 月 31 日
②キャリアアップ計画 期間中に講じる措置 の項目 ※1 講じる措置の該当する 番号に「○」をつけて下さ い。 ※2 正社員化コース、諸手当 制度共通化コースについ ては、() 内の該当するも のを「○」で囲んで下さい。	1 正社員化コース (年 月頃実施予定) (正規雇用等・勤務地限定正社員・職務限定正社員・短時間正社員) 2 人材育成コース (年 月頃実施予定) 3 賃金規定等改定コース (29 年 9 月頃実施予定) 4 健康診断制度コース (年 月頃実施予定) 5 賃金規定等共通化コース (年 月頃実施予定) 6 諸手当制度共通化コース (年 月頃実施予定) (1. 賞与 2. 役職手当 3. 特殊作業手当・特殊勤務手当 4. 精皆勤手当 5. 食事 手当 6. 単身赴任手当 7. 地域手当 8. 家族手当 9. 住宅手当 10. 時間外労働 手当 11. 深夜・休日労働手当) 7 選択的適用拡大導入時処遇改善コース (年 月頃実施予定) 8 短時間労働者労働時間延長コース (年 月頃実施予定)		
③対象者	・ すべてのパートタイム労働者		
④目標 (人材育成を講じる場 合、訓練後に期待さ れるスキルや能力、 その達成状況に応じ た処遇の在り方)	・ 賃金規定を改定（作成）し、3%以上の増額改定を行う。		
⑤目標を達成するため に講じる措置	・ 賃金規定の改定（作成）を行う。		
⑥キャリアアップ計画 全体の流れ	・ 賃金規定の増額改定を行い、内容を周知した上で、 パートタイム労働者の賃金水準の向上を図る。		

働き方改革実行計画

(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)

(抄)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

このため、最低賃金については、年率 3 %程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1000 円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

また、中小・小規模事業者の取引条件を改善するため、50 年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直した。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とする。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を 13 年ぶりに抜本改定した。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。産業界には、これを踏まえた自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求めていく。このフォローアップのため、全国に配置する下請けＧメン（取引調査員）による年間 2,000 件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討し、実施する。

(2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。具体的には、賃上げに積極的な事業者を、税額控除の拡充により後押しする。また、生産性向上に資する人事評価制度や賃金制度を整備し、生産性向上と賃上げを実現した企業への助成制度を創設する。

さらに、生産性向上に取り組む企業等への支援を充実させるため、雇用保険法を改正して雇用安定事業と能力開発事業の理念に生産性向上に資することを追加するとともに、雇用関係助成金に生産性要件を設定し、金融機関との連携強化を図るなどの改革を行う。

平成28年度地域別最低賃金時間額状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】	引上げ額【円】	(発効年月日)
北海道	786 (764)	22	(平成28年10月1日)
青 森	716 (695)	21	(平成28年10月20日)
岩 手	716 (695)	21	(平成28年10月5日)
宮 城	748 (726)	22	(平成28年10月5日)
秋 田	716 (695)	21	(平成28年10月6日)
山 形	717 (696)	21	(平成28年10月7日)
福 島	726 (705)	21	(平成28年10月1日)
茨 城	771 (747)	24	(平成28年10月1日)
栃 木	775 (751)	24	(平成28年10月1日)
群 馬	759 (737)	22	(平成28年10月6日)
埼 玉	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
千 葉	842 (817)	25	(平成28年10月1日)
東 京	932 (907)	25	(平成28年10月1日)
神奈川	930 (905)	25	(平成28年10月1日)
新 潟	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
富 山	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
石 川	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
福 井	754 (732)	22	(平成28年10月1日)
山 梨	759 (737)	22	(平成28年10月1日)
長 野	770 (746)	24	(平成28年10月1日)
岐 阜	776 (754)	22	(平成28年10月1日)
静 岡	807 (783)	24	(平成28年10月5日)
愛 知	845 (820)	25	(平成28年10月1日)
三 重	795 (771)	24	(平成28年10月1日)
滋 賀	788 (764)	24	(平成28年10月6日)
京 都	831 (807)	24	(平成28年10月2日)
大 阪	883 (858)	25	(平成28年10月1日)
兵 庫	819 (794)	25	(平成28年10月1日)
奈 良	762 (740)	22	(平成28年10月6日)
和歌山	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
鳥 取	715 (693)	22	(平成28年10月12日)
島 根	718 (696)	22	(平成28年10月1日)
岡 山	757 (735)	22	(平成28年10月1日)
広 島	793 (769)	24	(平成28年10月1日)
山 口	753 (731)	22	(平成28年10月1日)
徳 島	716 (695)	21	(平成28年10月1日)
香 川	742 (719)	23	(平成28年10月1日)
愛 媛	717 (696)	21	(平成28年10月1日)
高 知	715 (693)	22	(平成28年10月16日)
福 岡	765 (743)	22	(平成28年10月1日)
佐 賀	715 (694)	21	(平成28年10月2日)
長 崎	715 (694)	21	(平成28年10月6日)
熊 本	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
大 分	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
宮 崎	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
鹿児島	715 (694)	21	(平成28年10月1日)
沖 縄	714 (693)	21	(平成28年10月1日)
全国加重平均額	823 (798)	25	

※1 括弧書きは、平成27年度地域別最低賃金額